

# 史跡取掛西貝塚保存活用計画【概要版】

**大綱** 海とともに発展してきた「ふるさと船橋」の歴史的起点である取掛西貝塚を、地域の財産として市民とともに永く伝え、守り、活かす

## (1) 計画の趣旨

国史跡取掛西貝塚は、千葉県船橋市飯山満町1丁目から米ヶ崎町にまたがる約1万年前（縄文時代早期前葉）の貝塚が発見された、日本の歴史を知る上で欠かせない、学術的価値が高い重要な遺跡である。本質的価値を明らかにした上で、史跡を適切に保存管理する考え方と方法、今後の活用・整備に関する方法や体制についての考え方、史跡の将来像を示し、地域住民や市民とともに、史跡を活用しながら確実に保存し、後世に継承するため、文化財保護法第129条の2に基づき本計画を策定する。

## (2) 計画期間

令和6（2024）年4月1日～令和16（2034）年3月31日【10年間】

## (3) 取掛西貝塚の価値と重要性

### ① 日本列島における最古級貝塚

約1万年前にはグローバルな気候温暖化による大きな環境変動に適応して、定住的な新しい生活様式が確立し、日本列島で初めて貝塚がつくられた。約1万年前の貝塚は全国で10か所と非常に少なく、貴重である。国史跡に限ると取掛西貝塚の他には神奈川県夏島貝塚しかなく、さらにムラと貝塚の両方が残る史跡は取掛西貝塚だけである（国史跡貝塚の分布は3ページ下図参照）。

取掛西貝塚は、日本列島における最初期の貝塚形成期の生活のあり様がわかる貴重な遺跡である。また、稲作農耕社会の弥生時代中期の集落も残されており、狩猟採集社会から稲作農耕社会までの永い歴史を考えることができる。

### ② 東京湾東岸部（千葉県）での重要性

縄文時代の貝塚のうち全国の約3割は関東地方にあり、特に東京湾東岸部は全国一の貝塚密集地帯で、縄文時代中期から後期のものが多く形成されている。船橋市には、この地域の貝塚形成初期にあたる縄文時代早期前葉の取掛西貝塚と後葉の飛ノ台貝塚のほか、縄文時代の各時期の貝塚が存在している。船橋市は、東京湾東岸部で通時的に貝塚から人々のくらしを学ぶことができる唯一の地域である。

### ③ 船橋市での重要性

船橋市には、縄文時代早期から江戸時代までの貝塚や集落遺跡が多くあり、江戸時代以降、東京湾の魚介類を利用した産業が栄えている。中世には海老川河口に湊があり、古くから水陸交通の要地で、江戸時代には宿場町として、近現代は海水浴場としても賑わった。取掛西貝塚は、海とともに発展してきた船橋の歴史的起点として重要で、日本列島の歴史と海洋適応の実態を伝える貴重な遺跡である。

### 本質的価値の総括的な明示

縄文時代早期前葉の集落として、東京湾東岸部最古の貝塚と関東最大級の規模をもち、豊富な出土品から当時の生業や精神文化、居住の実態に迫ることのできる希少な遺跡

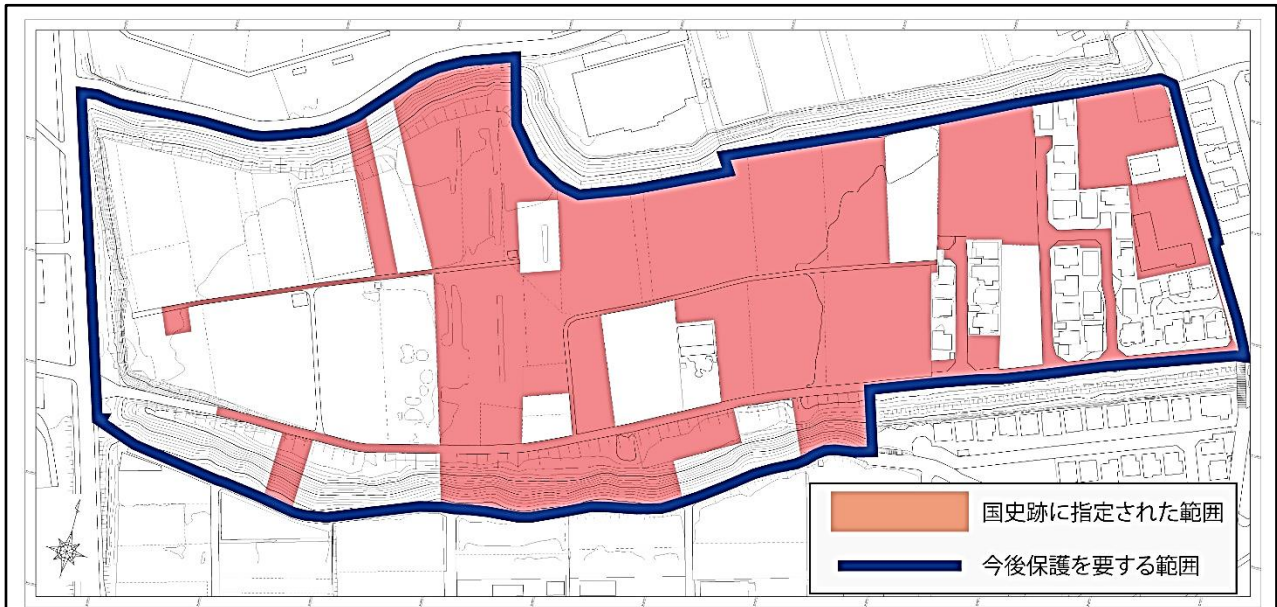
#### (4) 基本方針 1 - 「保存管理」

貴重な歴史的財産である取掛西貝塚を恒久的に保存し、未来へ継承する。

##### 1. 本質的な価値を構成する要素の確実な保存

令和5年11月現在、保護すべき範囲のうち約47パーセントが未指定であり史跡を確実に保存し、継承するためには、保護すべき範囲全体の史跡指定が必要である。

また、保護すべき範囲の大部分が民有地であることから、史跡を確実に保存し、将来、史跡の整備・活用を行っていくために、公有地化を進める必要がある。



##### 2. 地区区分に基づく保存管理方法の明確化と現状変更等取扱基準の設定

史跡を適切に保護するために、計画対象範囲を史跡指定地と未指定地に区分し、地区ごとに現状変更や保存に影響を及ぼす行為についての取扱基準を定める。

<現状変更等取扱基準の概要>

###### ■ 史跡指定地

史跡の調査や保存のための行為以外の現状変更は原則として認めない。ただし、既存の建造物や道路などは、史跡の価値を損なわず、地下の遺跡に影響がない場合に限り、変更が認められる。また、遺跡や遺物を保護し、史跡の価値を広く共有するための整備を進める。

###### ■ 未指定地

保護すべき範囲に含まれているが、追加指定までは文化財保護法に基づく、一般的な埋蔵文化財包蔵地と同じ扱いとなる。遺構が確認された場合は、土地所有者等の理解と協力のもと、可能な限り現状保存を図る。追加指定後は、指定地と同様の扱いとなる。

##### 3. 史跡の適切な管理

雑草の繁茂を防ぎ遺跡内の環境を維持する。また、傾斜地の崩落防止措置の検討を行う。

##### 4. 行政の連携と市民との協働による保存・管理

史跡の保存と整備について庁内の部署と連携するとともに、近隣住民と共通理解を図り、行政と市民の協働による保存・管理に向けた連携体制を構築する。

## (5) 基本方針 2 - 「活用」

様々な活用を通じて、取掛西貝塚の本質的価値をわかりやすく、正しく伝え、その魅力を向上させる。

### 1. 史跡の周知・啓発

令和3年度市政モニターアンケートでは、「取掛西貝塚を知っている」「名前を聞いたことはある」と回答したのは約25パーセントと認知度が低い。幅広い世代に史跡の周知を図るため、普及資料の作成・配布を行い、講演会・展示・見学会を開催し、SNS等での発信を継続・充実させる。また、現地で史跡の本質的価値を体感・体験できる機会の充実に努める。

### 2. 継続的な調査研究の実施と社会への還元

史跡の学術的な調査研究を進め、新たな遺跡の価値を掘り出し、講演会や刊行物等普及事業により市民に還元するとともに、日本の歴史研究に寄与する。

調査結果や調査対象資料に研究者がアクセスできる環境を整え、学術連携を進める。

### 3. 学校教育での活用推進

次世代の担い手となる子供たちが、学校で史跡の重要性や価値を学んで「ふるさと船橋」に愛着をもつことができるように、学校教育での活用を推進する。

### 4. 博物館等を拠点とした生涯学習の推進

生涯学習の拠点として博物館・資料館の展示等の充実をはかり、現地や生涯学習施設との連携により、生涯学習の推進をはかる。

### 5. 市内の遺跡や文化財を含む総合的な活用

市内の遺跡や周辺の文化財も含めた文化財保存活用地域計画の策定など、地域における総合的な活用を検討する。さらに国史跡貝塚をもつ他自治体等との連携など、市域にとどまらない、より広範な地域の視点からの活用を検討し、実現化を目指す。

### 6. 「市民の史跡」としての活用

市民が主役の史跡活用を目指す。

市民参加型の活用の検討を行い、実現を目指す。

### 7. 商業・観光と連携した文化財活用方法の検討

商業・観光と連携した文化財の活用について検討を進める。

将来の史跡整備計画の策定に際し、商業・観光と連携した史跡活用の視点も取り入れるよう検討する。



国史跡に指定された貝塚

## (6) 基本方針3－「整備の方向性」

活用の方針を達成するために必要な整備を進める。

まちづくりにつながる史跡の整備を進める。

### 1. 学習拠点としての博物館等の整備推進

学習拠点として飛ノ台史跡公園博物館や郷土資料館の展示の充実、調査拠点施設の整備充実による出土文化財収蔵管理の集約化を図り、出土文化財の公開活用を推進する。

### 2. 市民が現地にアクセスしやすい環境の整備

近隣住民の快適な住環境と共存を図りながら、案内板や誘導サインの設置など、市民が訪れやすい環境を検討し、整備する。

### 3. 現地における市民による活用の推進

説明板の充実や史跡用地を利用した活用方法について検討し、必要な整備を推進する。

### 4. 整備計画の検討

公有地化が進んだ将来に策定する整備計画について調査・検討する。

### 5. まちづくりにつながる史跡整備の推進

遺跡の西側は海老川上流地区土地区画整理事業地や都市計画道路整備地区と接しており、まちづくりと遺跡の保存が両立するように関係機関等と協議が必要である。

史跡の景観を保護するため、工作物等不要な要素の撤去・移転に向けて所有者等と協議を進める。

### 6. 調査拠点施設および出土文化財の収蔵保管施設の整備充実

調査拠点である埋蔵文化財調査事務所の移転を含めた施設整備を行い、出土文化財をより適切に収蔵・保管するための環境を整備する。

## (7) 基本方針4－「運営・体制の方向性」

取掛西貝塚の適切な保存・活用のため、運営体制を整備する。

史跡の保存・活用、整備を推進するには、行政だけでなく、土地所有者や地域住民、学校、研究者や研究機関、関係行政機関等と連携と協働を図る必要がある。

### 1. 保存管理・活用の体制づくり

庁内各部署との連携を強化し、文化庁・千葉県教育委員会・他自治体（博物館）・関連機関等の指導・助言・連携により、行政による史跡の保護体制の充実を図る。

### 2. 市民との連携の強化

管理団体である船橋市が、市民、近隣住民、土地所有者、地域活動団体などと連携・協働しながら、史跡を将来にわたって保存・活用していく体制を整える。

### 3. 学校教育における活用推進のための体制構築

学校教育における活用を推進するため、教員や学校教育部との連携体制を構築する。

### 4. 調査研究を推進するための体制整備

取掛西貝塚に関する調査・研究を継続的に行い、史跡の本質的価値に関する保存・活用・整備を効果的に実施できるよう、教育・研究機関、学識経験者、専門家、他自治体（博物館）等と相互的な協力・支援を図り、組織的・人的ネットワークの充実に努める。

<お問い合わせ>

千葉県船橋市教育委員会 生涯学習部 文化課

電話 047 (436) 2887

ファクシミリ 047 (436) 2884

電子メール [bunka@city.funabashi.lg.jp](mailto:bunka@city.funabashi.lg.jp)